

禁複写

様式第5号(第14条関係)

一般廃棄物処理業許可証

株式会社小出環境サービス
代表取締役 大桃 崇弘 様

令和3年6月22日付けで変更届のあった一般廃棄物処理業について、魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第14条の規定により、次の条件を付して許可します。

許可番号 魚廃第 2020-10 号

令和3年6月22日

魚沼市長 内田 幹夫



取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチック類、古紙類、大型ごみ及び特定家庭用機器並びに市収集で対応または市で処理できない一般廃棄物）
業務の内容	収集運搬業務（積み替え保管含む）
許可の期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
許可区域	魚沼市全域
その他の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) 市長の定める処理計画に従い、かつ、市長の指示に従うこと。 (3) 魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条様式第9号により、毎月の状況を翌月10日までに市長に報告すること。 (4) エコプラント魚沼に一般廃棄物を搬入する場合、国道17号線からの専用道路を使用すること（地元地区との申し合わせによる）。 (5) 市内排出事業所から排出された資源ごみは、なるべくエコプラント魚沼もしくは魚沼市の処分許可業者で処分すること。 (6) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがあります。